

目 次

津市条例

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市水道事業給水条例及び津市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

津市狂犬病予防法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市告示

指定緊急避難場所の指定の取消し

議決を経た予算等の公表

市道路線の認定

市道路線の区域決定

市道路線の区域変更

市道路線の供用開始

津市公告

ポルタひさい北館2階テナントの貸付けに係る条件付一般競争入札の執行

市有財産売却に係る条件付き一般競争入札の執行

道路位置の指定

津市応急診療所医事会計システム等構築及び保守業務等に係る公募型プロポーザルの実施

地域計画案の縦覧

令和5年度津市営住宅補充入居者の募集

津市上下水道事業公告

津市公共下水道事業に係る負担区

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第２８号

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（平成１８年津市条例第２１９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例

第１条中「公共下水道事業」を「下水道事業（公共下水道事業、市営浄化槽事業、共同污水处理施設事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）」に改める。

第２条中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第３条第１項中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条に次の３項を加える。

- ５ 市営浄化槽事業の整備区域は、津市営浄化槽条例（平成２６年津市条例第３７号）第３条に規定する整備区域とする。
- ６ 共同污水处理施設事業の処理区域は、津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例（平成２８年津市条例第４２号）別表に掲げる処理区域とする。
- ７ 農業集落排水事業の処理区域は、津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１７３号）別表第１に掲げる処理区域とする。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和５年１２月２０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第２９号

津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(津市農業集落排水事業基金条例の一部改正)

第１条 津市農業集落排水事業基金条例（平成１８年津市条例第６５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「津市農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「津市下水道事業会計予算」に改める。

第３条中第２項を第３項とし、第１項を第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

基金の管理は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が行う。

第４条中「津市農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算」を「津市下水道事業会計予算」に改める。

第５条及び第７条中「市長」を「管理者」に改める。

(津市特別会計条例の一部改正)

第２条 津市特別会計条例（平成１８年津市条例第７５号）の一部を次のように改正する。

第１条中第４号から第６号までを削り、第７号を第４号とし、第８号を第５号とし、第９号を第６号とする。

(津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第３条 津市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年

津市条例第 173 号)の一部を次のように改正する。

本則(第 5 条第 3 項を除く。)中「市長」を「管理者」に改める。

第 5 条第 3 項中「市長」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第 8 条及び第 19 条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

(津市水道事業給水条例の一部改正)

第 4 条 津市水道事業給水条例(平成 18 年津市条例第 222 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」を「津市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改める。

(津市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第 5 条 津市工業用水道事業給水条例(平成 18 年津市条例第 312 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「津市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例」を「津市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に改める。

(津市営浄化槽条例の一部改正)

第 6 条 津市営浄化槽条例(平成 26 年津市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

本則(第 5 条第 1 項を除く。)中「市長」を「管理者」に、「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第 5 条第 1 項中「規則で」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が別に」に、「市長」を「管理者」に改める。

(津市営浄化槽事業基金条例の一部改正)

第 7 条 津市営浄化槽事業基金条例(平成 27 年津市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「津市営浄化槽事業特別会計歳入歳出予算」を「津市下水道事業会計予算」に改める。

第 3 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

基金の管理は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が行う。

第 4 条中「津市営浄化槽事業特別会計歳入歳出予算」を「津市下水道事業

会計予算」に改める。

第 5 条及び第 7 条中「市長」を「管理者」に改める。

(津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 8 条 津市共同污水处理施設の設置及び管理に関する条例（平成 28 年津市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

本則（第 6 条、第 7 条第 1 項及び第 16 条を除く。）中「市長」を「管理者」に改める。

第 6 条中「、これらの規定中「管理者」とあるのは「市長」と」を削り、「共同污水处理施設」を「、共同污水处理施設」に改める。

第 7 条第 1 項中「市長」を「上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第 16 条中「第 31 条第 2 項及び第 3 項並びに第 32 条各号中「管理者」とあるのは「市長」と、同条第 3 号」を「第 32 条第 3 号」に改める。

第 21 条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの条例の規定に相当の規定のあるものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第３０号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成１８年津市条例第１３４号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３１条の２」を「第３１条の３」に改める。

第９条中「及び第２５条の３」を「、第２５条の３及び第２５条の４」に改め、同条第２号エ中「及び第７２条の３の２第１項の規定による繰入金及び」を「、第７２条の３の２第１項及び第７２条の３の３第１項の規定による繰入金並びに」に改める。

第１１条第１項中「附則第３５条の２の６第１１項又は第１５項」を「附則第３５条の２の６第８項又は第１１項」に、「附則第３５条の２の６第１５項」を「附則第３５条の２の６第１１項」に改める。

第１６条の２中「及び第２５条の３」を「、第２５条の３及び第２５条の４」に改め、同条第２号イ中「及び第７２条の３の２第１項」を「、第７２条の３の２第１項及び第７２条の３の３第１項」に改める。

第１７条中「第２５条」の次に「及び第２５条の４」を加え、同条第２号イ中「第７２条の３第１項」の次に「及び第７２条の３の３第１項」を加える。

第２４条第１項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に、「次条第１項各号に定める額若しくは同条第２項若しくは第３項の規定により読み替えて準用する同条第１項各号に定める額」を「次条第１項各号（同条第３項又は第４項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第２５条の３第１項（同条第３項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第１２条若しくは第１５条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ１０分の５を乗じて得た額、第２５条の３第４項第１号（同条第６項の規定により読み替えて準用する場合を

む。次項において同じ。)に定める額、第25条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」に改め、同条第2項中「若しくは同条第2項若しくは第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第25条の3第1項に定める第12条若しくは第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第25条の3第4項第1号に定める額、第25条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第25条第1項第1号中「附則第35条の2の6第11項又は第15項」を「附則第35条の2の6第8項又は第11項」に、「附則第35条の2の6第15項」を「附則第35条の2の6第11項」に改める。

第25条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第25条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第5項に規定する場合を除き、第10条又は第13条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

- (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(法施行規則第32条の10の2に規定する場合には、出産の日。第31条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とある

のは、「額」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第16条の3又は第16条の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第16条の5第2項」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第18条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第20条第2項」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第25条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第10条又は第13条の基礎賦課額から、次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第25条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第12条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第16条の3又は第1

6条の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第12条第2項」とあるのは「第16条の5第2項」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。
この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第10条又は第13条」とあるのは「第18条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第12条第2項」とあるのは「第20条第2項」と読み替えるものとする。

第31条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第31条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第25条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和5年度分の保険料に係る改正後の第25条の4の規定の適用については、同条第1項第1号中「期間（」とあるのは、「期間（令和6年1月1日以後の期間に限る。」とする。

津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和５年１２月２０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第３１号

津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
津市センターパレスホールの設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第１５１号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第３２号

津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

津市水道事業給水条例（平成１８年津市条例第２２２号）の一部を次のように改正する。

第１０条及び第３８条第２項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

津市水道事業給水条例及び津市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第３３号

津市水道事業給水条例及び津市工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例

（津市水道事業給水条例の一部改正）

第１条 津市水道事業給水条例（平成１８年津市条例第２２２号）の一部を次のように改正する。

第２２条第２項中「納付」を「納入」に改める。

第３１条の次に次の１条を加える。

（遅延損害金）

第３１条の２ 料金を納期限後に納入する場合は、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、その料金の額に民法（明治２９年法律第８９号）第４０４条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納入しなければならない。

２ 前項の遅延損害金の額を計算する場合において、料金の額に１，０００円未満の端数があるとき、又はその全額が２，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

３ 前２項の規定により計算した遅延損害金の額に１００円未満の端数があるとき、又はその全額が１，０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

４ 第１項に規定する年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

第３３条の見出しを「（料金等の減免）」に改め、同条中「料金」の次に「、遅延損害金」を加える。

(津市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第2条 津市工業用水道事業給水条例（平成18年津市条例第312号）の一部を次のように改正する。

第27条の次に次の1条を加える。

（遅延損害金）

第27条の2 料金を納期限後に納入する場合は、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、その料金の額に民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納入しなければならない。

2 前項の遅延損害金の額を計算する場合において、料金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 前2項の規定により計算した遅延損害金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 第1項に規定する年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第28条の見出しを「（料金等の減免）」に改め、同条中「料金」の次に「及び遅延損害金」を加える。

第29条第1号中「納入期限」を「納期限」に、「納付」を「納入」に改める。

附 則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の津市水道事業給水条例及び第2条の規定による改正後の津市工業用水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日以後に納期限の到来する水道料金及び工業用水の料金について適用し、同日前に納期限の到来した水道料金及び工業用水の料金については、なお従前の例による。

津市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第３４号

津市公共下水道条例の一部を改正する条例

津市公共下水道条例（平成１８年津市条例第２０１号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「という。）は」の次に「、特定都市河川浸水被害対策法（平成１５年法律第７７号）第１８条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事を除き」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和５年１２月２０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第３５号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成１８年津市条例第２０２
号）の一部を次のように改正する。

別表第１津北部第３－２処理分区第１負担区の項の次に次のように加える。

津北部第３－２処理分区第２負担区	３８４円
------------------	------

別表第１津北部第７処理分区第１負担区の項の次に次のように加える。

津北部第７処理分区第２負担区	３８４円
----------------	------

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第３６号

津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市公民館の設置及び管理に関する条例（平成１８年津市条例第２４２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表津市長野公民館の項を削り、同表津市高宮公民館の項中「津市高宮公民館」を「津市美里公民館」に改め、同表津市辰水公民館の項を削る。

別表中	「 津市棕本公民館 津市明公民館 津市安西公民館 津市雲林院公民館 津市長野公民館 」	を	「 津市棕本公民館 津市明公民館 津市安西公民館 津市雲林院公民館 」	に改め、
-----	--	---	--	------

同表津市高宮公民館の部中「津市高宮公民館」を「津市美里公民館」に改め、同表津市辰水公民館の部を削る。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和５年１２月２０日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第３７号

津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

津市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成１８年津市条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第４条の表津市北消防署の項中「津市栗真中山町８１６番地２」を「津市栗真中山町８１６番地６」に改める。

附 則

この条例は、令和６年２月２６日から施行する。

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 3 8 号

津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

津市手数料徴収条例（平成 1 8 年津市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件につき	4 0 0 円
--	--------------------------	---------

が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
--	--	--

別表第3除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付の項中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の項の次に次のように加える。

除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	除籍電子証明書 提供用識別符号 1件につき	700円
---	-----------------------------	------

別表第3届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付の項中「又は届書」を「、届書」に改め、「記載した事項の証明書の交付」の次に「又は届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同表届書その他受理した書類を閲覧に供する事務の項中「事務」の次に「又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を加え、

「１件」を「又は届書等情報の内容を表示したもの１件」に改める。

別表第１２貯蔵所の設置の許可の項才中「１，１８０，０００円」を「１，４５０，０００円」に、「１，４１０，０００円」を「１，７２０，０００円」に、「１，５９０，０００円」を「１，９２０，０００円」に、「１，９５０，０００円」を「２，３６０，０００円」に、「２，２７０，０００円」を「２，７４０，０００円」に、「４，５５０，０００円」を「５，６４０，０００円」に、「５，８２０，０００円」を「７，２４０，０００円」に、「７，０７０，０００円」を「８，７９０，０００円」に改める。

附 則

この条例中別表第３の改正規定は令和６年３月１日から、別表第１２の改正規定は同年４月１日から施行する。

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和５年１２月２５日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第４３号

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成１８年津市規則
第２７号）の一部を次のように改正する。

別表第５アの表中

「	２０	３８	３８	４６	４３	３０
	２１	３９	３９	４７	４４	３０
	２２	４０	４０	４８	４４	３０
	２３	４１	４１	４９	４５	３１
	２４	４１	４２	５０	４５	３１
	２５	４２	４３	５１	４６	３１
	２５	４２	４４	５２	４６	３１
	２５	４３	４５	５３	４７	３１
	２６	４３	４５	５４	４７	３１
	２６	４４	４５	５５	４８	３１
	２６	４４	４６	５６	４８	３１
	２７	４５	４６	５７	４９	３１
	２７	４５	４６	５８	４９	３１
	２７	４６	４７	５９	５０	３１
	２８	４６	４７	６０	５０	３２
	２８	４７	４７	６１	５０	３２
	２８	４７	４８	６２	５０	３２
	２９	４８	４８	６３	５０	３２
	２９	４８	４８	６４	５０	３２
	３０	４９	４９	６５	５０	３２

3 0	4 9	4 9	6 6	5 0	3 2
3 1	4 9	4 9	6 7	5 0	3 2
3 1	4 9	5 0	6 8	5 0	3 2
3 2	5 0	5 0	6 8	5 1	3 2
3 2	5 0	5 0	6 8	5 1	3 2
3 3	5 0	5 1	6 8	5 1	3 2
3 3	5 0	5 1	6 8	5 1	3 2
3 4	5 1	5 1	6 9	5 1	3 3
3 4	5 1	5 2	6 9	5 1	3 3
3 5	5 1	5 2	6 9	5 1	3 4
3 5	5 1	5 2	6 9	5 1	3 4
3 6	5 2	5 3	6 9	5 1	3 5
3 6	5 2	5 3	7 0	5 1	3 5
3 7	5 2	5 3	7 0	5 1	3 6
3 7	5 2	5 3	7 0	5 1	3 7
3 8	5 3	5 4	7 1	5 2	3 7
3 8	5 3	5 4	7 2	5 2	3 8
3 9	5 3	5 4	7 3	5 2	3 9
3 9	5 3	5 4	7 4	5 2	3 9
4 0	5 3	5 5	7 5	5 3	4 0
4 0	5 4	5 5	7 6	5 4	4 1
4 1	5 4	5 5	7 7	5 5	4 1
	5 4	5 5	7 8	5 5	4 2
	5 4	5 5	7 9	5 6	4 3
	5 4	5 6	8 0	5 7	4 3
	5 5	5 6	8 1	5 7	4 4
	5 5	5 6	8 2	5 8	4 5
	5 5	5 6	8 3	5 9	4 5
	5 5	5 6	8 4	5 9	4 6
	5 5	5 7	8 5	6 0	4 7
	5 6	5 7	8 6	6 1	4 7
	5 6	5 7	8 7	6 1	4 8

	5 6	5 7	8 8	6 2	4 9
	5 6	5 7	8 9	6 3	4 9
	5 6	5 8	9 0	6 3	5 0
	5 6	5 8	9 1	6 4	5 1
	5 7	5 8	9 2	6 5	5 1
	5 7	5 8	9 3	6 5	5 2
	5 7	5 8	9 4	6 6	5 3
	5 7	5 9	9 5	6 7	5 3
	5 7	5 9	9 6	6 7	5 4
	5 7	6 0	9 7	6 8	5 5
	5 8	6 0	9 8	6 9	5 5
	5 8	6 1	9 9	6 9	5 6
	5 8	6 1	1 0 0	7 0	5 7
	5 8	6 2	1 0 1	7 1	5 7
	5 8	6 2	1 0 2	7 1	5 8
	5 8	6 3	1 0 3	7 2	5 9
	5 9	6 3	1 0 4	7 3	5 9
	5 9	6 4	1 0 5	7 3	6 0
	5 9	6 4	1 0 6	7 4	6 1
	5 9	6 5	1 0 7	7 5	6 1
		6 5	1 0 8	7 5	6 2
		6 6	1 0 9	7 6	6 3
		6 6	1 1 0	7 7	6 3
		6 7	1 1 1	7 7	6 4
		6 7	1 1 2	7 8	6 5
		6 8	1 1 3	7 9	6 5
		6 8	1 1 4	7 9	6 6
		6 9	1 1 5	8 0	6 7
		6 9	1 1 6	8 1	6 7
		7 0	1 1 8	8 1	6 8
		7 0	1 1 9	8 2	6 9
		7 1	1 2 0	8 3	6 9

を

		7 1	1 2 2	8 3	7 0
		7 2	1 2 3	8 4	7 1
		7 2	1 2 5	8 5	7 1
		7 3	1 2 6	8 5	7 2
		7 3	1 2 7	8 6	7 3
		7 4	1 2 9	8 7	7 3
		7 4	1 3 0	8 7	7 4
		7 5	1 3 2	8 8	7 5
		7 5	1 3 3	8 9	7 5
		7 6	1 3 4	8 9	7 6
		7 6	1 3 6	9 0	7 7
		7 7	1 3 7	9 1	7 7
		7 7	1 3 9	9 1	7 8
		7 8	1 4 0	9 2	7 9
		7 8	1 4 1	9 3	7 9
		7 9	1 4 3	9 4	8 0
		7 9	1 4 5	9 5	8 1
		8 0	1 4 6	9 6	8 1
		8 0	1 4 7	9 7	8 2
		8 1		9 8	8 3
		8 1		9 9	8 3
		8 2		1 0 0	
		8 2		1 0 1	
		8 3		1 0 2	
		8 3		1 0 3	
		8 4		1 0 4	
		8 4		1 0 5	
		8 5		1 0 6	
		8 5		1 0 7	
		8 6		1 0 8	
		8 6		1 0 9	
		8 7			

」

「

2 0	3 7	3 8	4 6	4 3	3 0
2 1	3 8	3 9	4 7	4 4	3 0
2 1	3 8	4 0	4 8	4 4	3 0
2 2	3 9	4 1	4 9	4 5	3 1
2 2	3 9	4 2	5 0	4 5	3 1
2 3	4 0	4 3	5 1	4 6	3 1
2 3	4 0	4 4	5 2	4 6	3 1
2 4	4 1	4 5	5 3	4 7	3 1
2 4	4 2	4 5	5 4	4 7	3 1
2 5	4 3	4 5	5 5	4 8	3 1
2 5	4 4	4 6	5 6	4 8	3 1
2 6	4 5	4 6	5 7	4 9	3 1
2 6	4 5	4 6	5 8	4 9	3 1
2 7	4 6	4 7	5 9	5 0	3 1
2 7	4 6	4 7	6 0	5 0	3 1
2 8	4 7	4 7	6 1	5 0	3 1
2 8	4 7	4 8	6 2	5 0	3 1
2 9	4 8	4 8	6 3	5 0	3 1
2 9	4 8	4 8	6 4	5 0	3 1
2 9	4 9	4 9	6 5	5 0	3 1
3 0	4 9	4 9	6 6	5 0	3 1
3 0	4 9	4 9	6 7	5 0	3 1
3 0	4 9	5 0	6 8	5 0	3 1
3 1	4 9	5 0	6 8	5 1	3 1
3 1	5 0	5 0	6 8	5 1	3 2
3 1	5 0	5 1	6 8	5 1	3 2
3 2	5 0	5 1	6 8	5 1	3 2
3 2	5 0	5 1	6 9	5 1	3 2
3 2	5 0	5 2	6 9	5 1	3 2
3 3	5 1	5 2	6 9	5 1	3 2
3 3	5 1	5 2	6 9	5 1	3 2

3 3	5 1	5 3	6 9	5 1	3 3
3 4	5 1	5 3	7 0	5 1	3 4
3 4	5 1	5 3	7 0	5 1	3 5
3 4	5 2	5 3	7 0	5 1	3 6
3 5	5 2	5 4	7 1	5 2	3 6
3 5	5 2	5 4	7 2	5 2	3 7
3 5	5 2	5 4	7 3	5 2	3 8
3 6	5 2	5 4	7 4	5 2	3 8
3 6	5 3	5 5	7 5	5 3	3 9
3 6	5 3	5 5	7 6	5 4	4 0
3 7	5 3	5 5	7 7	5 5	4 0
	5 3	5 5	7 8	5 5	4 1
	5 3	5 5	7 9	5 6	4 2
	5 4	5 5	8 0	5 7	4 2
	5 4	5 5	8 1	5 7	4 3
	5 4	5 6	8 2	5 8	4 4
	5 4	5 6	8 3	5 9	4 4
	5 4	5 6	8 4	5 9	4 5
	5 5	5 6	8 5	6 0	4 6
	5 5	5 6	8 6	6 1	4 6
	5 5	5 6	8 7	6 1	4 7
	5 5	5 6	8 8	6 2	4 8
	5 5	5 7	8 9	6 3	4 8
	5 6	5 7	9 0	6 3	4 9
	5 6	5 7	9 1	6 4	5 0
	5 6	5 7	9 2	6 5	5 0
	5 6	5 7	9 3	6 5	5 1
	5 6	5 7	9 4	6 6	5 2
	5 6	5 7	9 5	6 7	5 2
	5 6	5 8	9 6	6 7	5 3
	5 6	5 9	9 7	6 8	5 4
	5 6	5 9	9 8	6 9	5 4

に改め、

	5 7	6 0	9 9	6 9	5 5
	5 7	6 0	1 0 0	7 0	5 6
	5 7	6 1	1 0 1	7 1	5 6
	5 7	6 1	1 0 2	7 1	5 7
	5 7	6 2	1 0 3	7 2	5 8
	5 7	6 2	1 0 4	7 3	5 8
	5 7	6 3	1 0 5	7 3	5 9
	5 7	6 3	1 0 6	7 4	6 0
	5 7	6 4	1 0 7	7 5	6 0
		6 4	1 0 8	7 5	6 1
		6 5	1 0 9	7 6	6 2
		6 5	1 1 0	7 7	6 2
		6 6	1 1 1	7 7	6 3
		6 6	1 1 2	7 8	6 4
		6 7	1 1 3	7 9	6 4
		6 7	1 1 4	7 9	6 5
		6 8	1 1 5	8 0	6 6
		6 8	1 1 6	8 1	6 6
		6 9	1 1 8	8 1	6 7
		6 9	1 1 9	8 2	6 8
		7 0	1 2 0	8 3	6 8
		7 0	1 2 2	8 3	6 9
		7 1	1 2 3	8 4	7 0
		7 1	1 2 5	8 5	7 0
		7 2	1 2 6	8 5	7 1
		7 2	1 2 7	8 6	7 2
		7 3	1 2 9	8 7	7 2
		7 3	1 3 0	8 7	7 3
		7 4	1 3 2	8 8	7 4
		7 4	1 3 3	8 9	7 4
		7 5	1 3 4	8 9	7 5
		7 5	1 3 6	9 0	7 6

		7 6	1 3 7	9 1	7 6
		7 6	1 3 9	9 1	7 7
		7 7	1 4 0	9 2	7 8
		7 7	1 4 1	9 3	7 8
		7 8	1 4 3	9 4	7 9
		7 8	1 4 5	9 5	8 0
		7 9	1 4 6	9 6	8 0
		7 9	1 4 7	9 7	8 1
		8 0		9 8	8 2
		8 0		9 9	8 2
		8 1		1 0 0	
		8 1		1 0 1	
		8 2		1 0 2	
		8 2		1 0 3	
		8 3		1 0 4	
		8 3		1 0 5	
		8 4		1 0 6	
		8 4		1 0 7	
		8 5		1 0 8	
		8 5		1 0 9	
		8 6			

」

別表第 5 イ の 表 中

「

1 4	2 2	6
1 5	2 3	7
1 6	2 4	8
1 7	2 5	9
1 8	2 6	1 0
1 9	2 7	1 1
2 0	2 8	1 2
2 1	2 9	1 3
2 2	3 0	1 4

「

1 4	2 1	6
1 5	2 2	7
1 6	2 2	8
1 7	2 3	9
1 8	2 3	1 0
1 9	2 4	1 1
2 0	2 4	1 2
2 1	2 5	1 3
2 2	2 6	1 4

2 3	3 1	1 5
2 4	3 2	1 6
2 5	3 3	1 7
2 6	3 4	1 8
2 7	3 5	1 9
2 8	3 6	2 0
2 9	3 7	2 1
2 9	3 8	2 1
3 0	3 9	2 1
3 0	4 0	2 2
3 1	4 1	2 2
3 1	4 1	2 2
3 2	4 2	2 3
3 2	4 2	2 3
3 3	4 3	2 3
3 3	4 3	2 4
3 4	4 4	2 4
3 4	4 4	2 4
3 5	4 5	2 5
3 5	4 6	2 5
3 6	4 7	2 6
3 6	4 8	2 6
3 7	4 9	2 7
3 7	5 0	2 7
3 8	5 1	2 8
3 8	5 2	2 8
3 9	5 3	2 9
3 9	5 4	2 9
4 0	5 5	3 0
4 0	5 6	3 0
4 1	5 7	3 0
4 1	5 7	3 0

2 3	2 7	1 5
2 4	2 8	1 6
2 5	2 9	1 7
2 6	3 0	1 7
2 7	3 1	1 8
2 8	3 2	1 8
2 9	3 3	1 9
2 9	3 4	1 9
3 0	3 5	2 0
3 0	3 6	2 0
3 1	3 7	2 1
3 1	3 8	2 1
3 2	3 9	2 2
3 2	4 0	2 2
3 3	4 1	2 3
3 3	4 2	2 3
3 3	4 3	2 4
3 4	4 4	2 4
3 4	4 5	2 5
3 4	4 6	2 5
3 5	4 7	2 6
3 5	4 8	2 6
3 5	4 9	2 7
3 6	5 0	2 7
3 6	5 1	2 8
3 6	5 2	2 8
3 7	5 3	2 9
3 7	5 4	2 9
3 8	5 5	2 9
3 8	5 6	3 0
3 9	5 7	3 0
3 9	5 7	3 0

4 2	5 8	3 1
4 2	5 8	3 1
4 3	5 9	3 1
4 3	5 9	3 2
4 4	6 0	3 2
4 4	6 0	3 2
4 5	6 1	3 3
4 5	6 1	3 3
4 5	6 1	3 3
4 6	6 2	3 4
4 6	6 2	3 4
4 6	6 2	3 4
4 7	6 3	3 5
4 7	6 3	3 5
4 7	6 3	3 5
4 8	6 3	
4 8	6 3	
4 8	6 3	
4 9	6 3	
4 9	6 3	
4 9	6 3	
4 9	6 3	
5 0	6 3	
5 0	6 3	
5 0	6 3	
5 0	6 3	
5 1	6 3	
5 1	6 3	
5 1	6 3	
5 1	6 3	
5 2	6 3	
5 2		

を

4 0	5 8	3 0
4 0	5 8	3 1
4 1	5 9	3 1
4 1	5 9	3 1
4 2	6 0	3 1
4 2	6 0	3 2
4 3	6 1	3 2
4 3	6 1	3 2
4 4	6 1	3 2
4 4	6 1	3 3
4 5	6 2	3 3
4 5	6 2	3 3
4 5	6 2	3 4
4 6	6 2	3 4
4 6	6 2	3 5
4 6	6 2	
4 7	6 2	
4 7	6 2	
4 7	6 2	
4 8	6 2	
4 8	6 2	
4 8	6 2	
4 9	6 2	
4 9	6 2	
4 9	6 2	
4 9	6 2	
5 0	6 2	
5 0	6 2	
5 0	6 2	
5 0	6 2	
5 1	6 2	
5 1		

に

5 2		
5 2		
5 3		
5 3		
5 3		
5 3		
5 3		
5 3		
5 3		
5 4		
5 4		
5 4		
5 4		
5 4		
5 4		
5 5		
5 5		
5 5		
5 5		
5 5		
5 5		
5 6		
5 6		
5 6		
5 6		
5 6		

5 1		
5 1		
5 2		
5 2		
5 2		
5 2		
5 2		
5 2		
5 2		
5 3		
5 3		
5 3		
5 3		
5 3		
5 3		
5 4		
5 4		
5 4		
5 4		
5 4		
5 4		
5 4		
5 5		
5 5		
5 5		
5 5		
5 5		

改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第5の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新た

に給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による号給が改正前の津市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 4 号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 1 8 年津市規則第 2
2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条中「1 時間」を「1 5 分」に改める。

第 2 1 条第 1 項第 2 1 号中「7 月」を「6 月」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

津市狂犬病予防法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 4 5 号

津市狂犬病予防法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市狂犬病予防法施行取扱規則（平成 1 8 年津市規則第 1 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（マイクロチップの除去の届出）

第 7 条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）第 3 9 条の 7 第 5 項の規定による届出は、マイクロチップ除去届出書（第 6 号様式）によりこれを行うものとする。

第 1 号様式から第 5 号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊟」を削る。

第 5 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第 6 号様式（第 7 条関係）

マイクロチップ除去届出書

年 月 日

（宛先） 津市長

（〒 ）

住 所

届出者 氏 名

（法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在
地、名称及び代表者の氏名

電 話

次のとおり登録を受けた犬からマイクロチップを除去したので、動物の
愛護及び管理に関する法律第 3 9 条の 7 第 5 項の規定により届け出ます。

マイクロチップ番号	
登 録 年 月 日	年 月 日
所有者の住所又は 所 在 地	
所有者の氏名又は名 称及び代表者の氏名	
犬 の 所 在 地	
犬 の 名 前	
除 去 年 月 日	年 月 日

※ 津市記入欄

旧	マイクロチップ番号		受 付 年 月 日
新	鑑 札 番 号	第 号	年 月 日

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

津市訓令第 7 号

庁中一般

出先機関

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程の一部を改正する訓令

津市会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程（令和 2 年津市訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項及び第 3 項中「1 時間」を「1 5 分」に改める。

別表第 1 第 8 号中「7 月」を「6 月」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

津市告示第 2 8 7 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所の指定を取り消したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

指定緊急避難場所の指定の取消し

種類	避難場所	所在地
津波避難ビル	T O S H I	津市中央 1 4 番 8 号

津市告示第 288 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 5 年 12 月 20 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 12 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 5 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度津市水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度津市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 11 号）

令和 5 年度津市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 5 年度津市の一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 7 1 , 5 1 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 7 , 8 4 0 , 2 4 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		19,891,375	79,706	19,971,081
	1 国 庫 負 担 金	14,522,719	122,591	14,645,310
	2 国 庫 補 助 金	5,363,353	△42,885	5,320,468
18 県 支 出 金		8,251,405	103,801	8,355,206
	1 県 負 担 金	5,323,274	61,947	5,385,221
	2 県 補 助 金	2,392,566	41,854	2,434,420
19 財 産 収 入		260,864	1,151	262,015
	1 財 産 運 用 収 入	136,469	1,151	137,620
20 寄 附 金		210,070	81,071	291,141
	1 寄 附 金	210,070	81,071	291,141
21 繰 入 金		7,726,047	105,784	7,831,831
	1 他 会 計 繰 入 金	3,022,357	8,208	3,030,565
	2 基 金 繰 入 金	4,703,690	97,576	4,801,266
歳 入 合 計		117,468,729	371,513	117,840,242

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		587,665	△2,382	585,283
	1 議 会 費	587,665	△2,382	585,283
2 総 務 費		12,917,405	553,957	13,471,362
	1 総 務 管 理 費	10,581,319	519,004	11,100,323
	2 徴 税 費	1,276,648	1,500	1,278,148
	3 戸籍住民基本台帳費	689,827	32,167	721,994
	4 選 挙 費	259,421	1,392	260,813
	5 統 計 調 査 費	26,112	△148	25,964
	6 監 査 委 員 費	84,078	42	84,120
3 民 生 費		45,923,155	170,202	46,093,357
	1 社 会 福 祉 費	24,971,035	175,156	25,146,191
	2 児 童 福 祉 費	15,223,034	1,978	15,225,012
	3 生 活 保 護 費	5,726,486	△6,932	5,719,554
4 衛 生 費		11,920,119	△65,388	11,854,731
	1 保 健 衛 生 費	4,122,489	△75,926	4,046,563
	2 斎 場 費	321,476	2,339	323,815
	3 環 境 費	409,525	32,421	441,946
	4 清 掃 費	5,808,864	△19,371	5,789,493
	8 生 活 排 水 処 理 費	610,879	△4,851	606,028
6 農 林 水 産 業 費		2,685,643	8,155	2,693,798
	1 農 業 費	1,762,866	8,036	1,770,902
	2 林 業 費	427,947	280	428,227
	3 水 産 業 費	46,631	352	46,983
	4 農 業 集 落 排 水 費	448,199	△513	447,686
7 商 工 費		2,221,259	△1,913	2,219,346
	1 商 工 費	2,221,259	△1,913	2,219,346
8 土 木 費		14,653,778	△244,641	14,409,137
	1 土 木 管 理 費	354,351	77,857	432,208
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5,273,775	34,980	5,308,755
	3 河 川 費	701,390	△1,178	700,212
	5 都 市 計 画 費	7,792,604	△352,610	7,439,994
	6 住 宅 費	440,521	△3,690	436,831
9 消 防 費		4,625,743	△9,670	4,616,073
	1 消 防 費	4,625,743	△9,670	4,616,073
10 教 育 費		9,485,528	△36,807	9,448,721
	1 教 育 総 務 費	2,314,464	23,011	2,337,475

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 小 学 校 費	2,142,848	△11,273	2,131,575
	3 中 学 校 費	934,085	△9,504	924,581
	4 幼 稚 園 費	1,153,891	△18,051	1,135,840
	5 社 会 教 育 費	2,339,489	△22,394	2,317,095
	6 短 期 大 学 費	600,751	1,404	602,155
歳 出	合 計	117,468,729	371,513	117,840,242

第2表 継続費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	高茶屋出張所移転改修事業	74,028	令和5年度	
				令和6年度	74,028
10 教育費	1 教育総務費	一志学校給食センター長寿命化改修事業	135,630	令和5年度	
				令和6年度	135,630

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	1 土木管理費	建設発生土処分地整備事業	31,037
8 土木費	5 都市計画費	道路新設改良事業	15,413
10 教育費	2 小学校費	大型テレビ更新事業	19,834
10 教育費	3 中学校費	大型テレビ更新事業	10,368

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
津市民テニスコート指定管理委託	令和6年度から 令和8年度まで	92,817
津市久居老人福祉センター指定管理委託	令和6年度から 令和10年度まで	202,459
医療費助成システム改修事業	令和6年度	12,243
応急診療所医事会計システム等更新事業	令和6年度	9,397
サン・ワーク津指定管理委託	令和6年度から 令和10年度まで	21,000
道路維持事業	令和6年度	78,200

令和５年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和５年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第１条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２５，５４５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６，７５８，９６４千円とする。
- ２ 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６１，５６５千円とする。
- ３ 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

事業勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 県支出金		19,564,279	608	19,564,887
	2 県補助金	19,564,279	608	19,564,887
11 繰入金		1,752,205	124,937	1,877,142
	1 繰入金	1,752,205	124,937	1,877,142
歳入合計		26,633,419	125,545	26,758,964

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		392,105	△6,484	385,621
	1 総務管理費	283,346	△6,484	276,862
2 保険給付費		19,232,617	384	19,233,001
	2 高額療養費	2,580,432	384	2,580,816
8 保健事業費		288,177		288,177
	1 特定健康診査等事業費	232,889		232,889
9 基金積立金		7,903	△7,793	110
	1 基金積立金	7,903	△7,793	110
11 諸支出金		64,345	139,438	203,783
	1 償還金及び還付加算金	34,066	139,350	173,416
	2 繰出金	30,279	88	30,367
歳出合計		26,633,419	125,545	26,758,964

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		30,279	88	30,367
	1 事 業 勘 定 繰 入 金	30,279	88	30,367
歳 入 合 計		61,477	88	61,565

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		42,959	88	43,047
	1 施 設 管 理 費	42,959	88	43,047
歳 出 合 計		61,477	88	61,565

令和５年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

令和５年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２１，２７４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０，７６９，５７２千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		7,187,912	4,791	7,192,703
	2 国 庫 補 助 金	2,087,028	4,791	2,091,819
5 県 支 出 金		4,273,231	186	4,273,417
	2 県 補 助 金	218,096	186	218,282
7 繰 入 金		4,520,590	16,297	4,536,887
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,520,590	16,297	4,536,887
歳 入	合 計	30,748,298	21,274	30,769,572

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		411,008	20,530	431,538
	1 総 務 管 理 費	154,144	△9,342	144,802
	2 徴 収 費	29,519	8,840	38,359
	3 介護認定調査費等費	149,253	16,678	165,931
	4 介護認定審査会費	75,479	4,354	79,833
3 地 域 支 援 事 業 費		1,370,176	968	1,371,144
	2 包括的支援事業・任意事業費	693,717	968	694,685
4 基 金 積 立 金		226,948	△227	226,721
	1 基 金 積 立 金	226,948	△227	226,721
6 諸 支 出 金		517,753	3	517,756
	1 償還金及び還付加算金	510,252	3	510,255
歳 出	合 計	30,748,298	21,274	30,769,572

令和 5 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 2, 2 3 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7, 5 6 4, 8 6 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		4,252,730	5,517	4,258,247
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,252,730	5,517	4,258,247
4 繰 越 金		2	36,717	36,719
	1 繰 越 金	2	36,717	36,719
歳 入 合 計		7,522,632	42,234	7,564,866

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		94,864	5,524	100,388
	1 総 務 管 理 費	75,113	5,524	80,637
2 後期高齢者医療広域 連 合 納 付 金		7,420,708	36,710	7,457,418
	1 後期高齢者医療広域 連 合 納 付 金	7,420,708	36,710	7,457,418
歳 出 合 計		7,522,632	42,234	7,564,866

令和 5 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2, 3 4 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 6 2, 3 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 入 金		355,927	△2,340	353,587
	1 一 般 会 計 繰 入 金	351,173	△2,340	348,833
歳 入 合 計		564,642	△2,340	562,302

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		28,272	△710	27,562
	1 総 務 管 理 費	28,272	△710	27,562
2 事 業 費		500,670	△1,630	499,040
	1 市 営 浄 化 槽 事 業 費	500,670	△1,630	499,040
歳 出 合 計		564,642	△2,340	562,302

令和 5 年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度津市の共同汚水処理施設事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 6 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 7, 1 1 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		124,877	△363	124,514
	1 一 般 会 計 繰 入 金	124,877	△363	124,514
歳 入 合 計		247,480	△363	247,117

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		25,664	△363	25,301
	1 総 務 管 理 費	25,664	△363	25,301
歳 出 合 計		247,480	△363	247,117

令和５年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

令和５年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５１３千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５９０，７８１千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		448,199	△513	447,686
	1 繰 入 金	448,199	△513	447,686
歳 入 合 計		591,294	△513	590,781

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		30,164	△513	29,651
	1 総 務 管 理 費	30,164	△513	29,651
歳 出 合 計		591,294	△513	590,781

令和 5 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 4 9 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4 7, 6 8 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		251,180	△70,938	180,242
	1 繰 入 金	251,180	△70,938	180,242
4 繰 越 金		1	67,440	67,441
	1 繰 越 金	1	67,440	67,441
歳 入 合 計		251,182	△3,498	247,684

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		122,729	△3,498	119,231
	1 事 業 費	122,729	△3,498	119,231
歳 出 合 計		251,182	△3,498	247,684

令和５年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）

令和５年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，２８１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３１，２７６千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		1	8,281	8,282
	1 繰越金	1	8,281	8,282
歳入合計		22,995	8,281	31,276

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		22,995	8,281	31,276
	1 総務管理費	22,995	8,281	31,276
歳出合計		22,995	8,281	31,276

令和5年度津市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度津市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度津市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業収益	8,962,090	56	8,962,146
第2項 営業外収益	1,302,230	56	1,302,286

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 水道事業費用	8,204,307	△74,059	8,130,248
第1項 営業費用	7,794,585	△74,059	7,720,526

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「1,921,589千円」を「1,919,900千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出		単位 千円	
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	4,580,100	△1,689	4,578,411
第1項 建設改良費	3,341,762	△1,689	3,340,073

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	940,970	△75,705	865,265

津市長 前 葉 泰 幸

令和5年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度津市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度津市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業収益	11,370,565	△306,966	11,063,599
第1項 営 業 収 益	3,795,977	△2,703	3,793,274
第2項 営 業 外 収 益	7,574,586	△304,263	7,270,323

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 下水道事業費用	9,815,029	3,488	9,818,517
第1項 営 業 費 用	8,727,792	13,969	8,741,761
第2項 営 業 外 費 用	1,083,622	△10,481	1,073,141

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「3,351,018千円」を「3,354,026千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	7,771,044	1	7,771,045
第3項 補 助 金	2,714,679	1	2,714,680

支 出			単位 千円
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	11,122,062	3,009	11,125,071
第1項 建 設 改 良 費	5,733,352	2,976	5,736,328
第3項 企 業 債 償 還 金	5,053,616	33	5,053,649

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

単位 千円			
科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
職員給与費	563,163	16,693	579,856

(他会計からの補助金)
第5条 予算第10条中「4,058,081千円」を「3,759,279千円」に改める。

津市長 前 葉 泰 幸

令和５年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条 令和５年度津市モーターボート競走事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 令和５年度津市モーターボート競走事業会計予算（以下「予算」という。）第２条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

単位 千円			
項 目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間舟券発売金	60,500,346	5,867,138	66,367,484
(3) １日平均舟券発売金	336,113	32,595	368,708
(4) 年間場間場外受託発売金	10,202,500	396,000	10,598,500

（収益的収入及び支出）

第３条 予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収 入 単位 千円			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第１款 モーターボート競走事業収益	62,459,503	5,938,481	68,397,984
第１項 営業収益	62,373,675	5,938,418	68,312,093
第２項 営業外収益	81,928	63	81,991

支 出 単位 千円			
科 目	既決予定額	補正予定額	計
第１款 モーターボート競走事業費用	61,945,097	5,392,556	67,337,653
第１項 営業費用	58,543,280	5,392,556	63,935,836

（継続費）

第５条 令和４年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第１号）第５条で改めた継続費の総額及び年割額を、次のように改める。

単位 千円

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
1 資本的 支出	1 建設改 良費	モーター ボート競 走場競技 棟等整備 事 業	4,023,008	令和2年度	28,570	4,200,579	令和2年度	28,570
				令和3年度	471,408		令和3年度	471,408
				令和4年度	550,865		令和4年度	550,865
				令和5年度	1,533,228		令和5年度	1,533,228
				令和6年度	1,438,937		令和6年度	1,616,508

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
グレードレース開催事業	令和6年度	22,220 千円
ボートレース活性化事業	令和6年度	41,140 千円
場内接客サービス業務委託	令和6年度から 令和8年度まで	216,080 千円

津市長 前 葉 泰 幸

令和５年度津市一般会計補正予算（第１１号）

令和５年度津市の一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４４，４６６千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１２０，０８３，２３７千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国 庫 支 出 金		22, 112, 812	44, 466	22, 157, 278
	1 国 庫 負 担 金	14, 645, 310	44, 466	14, 689, 776
歳 入 合 計		120, 038, 771	44, 466	120, 083, 237

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛 生 費		11, 854, 731	44, 466	11, 899, 197
	1 保 健 衛 生 費	4, 046, 563	44, 466	4, 091, 029
歳 出 合 計		120, 038, 771	44, 466	120, 083, 237

津市告示第 2 8 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線に認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
8 2 1	棕本第 5 号線	津市芸濃町棕本	
		津市芸濃町棕本	
8 2 2	棕本第 6 号線	津市芸濃町棕本	
		津市芸濃町棕本	
8 2 3	棕本第 7 号線	津市芸濃町棕本	
		津市芸濃町棕本	
7 4 9 5	高茶屋里ノ上第 6 7 号線	津市高茶屋四丁目	
		津市高茶屋四丁目	
7 4 9 6	高茶屋里ノ上第 6 8 号線	津市高茶屋四丁目	
		津市高茶屋四丁目	
8 0 8 2	田尻 3 8 1 号線	津市一志町田尻	
		津市一志町田尻	

津市告示第 2 9 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路線名	区域決定の区間	延長(m)
			幅員(m)
8 2 1	棕本第 5 号線	津市芸濃町棕本字大石 6 5 6 9 番 9 地先から津市芸濃町棕本字大石 6 5 6 9 番 7 地先まで	49.5
			6.0～13.1
8 2 2	棕本第 6 号線	津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 8 地先から津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 1 0 地先まで	38.0
			6.0～14.5
8 2 3	棕本第 7 号線	津市芸濃町棕本字西富家 2 6 5 9 番 2 9 地先から津市芸濃町棕本字西富家 2 6 5 9 番 2 5 地先まで	95.1
			6.0～12.8
7 4 9 5	高茶屋里ノ上第 6 7 号線	津市高茶屋四丁目 2 4 9 0 番 1 地先から津市高茶屋四丁目 1 2 7 2 番 1 2 地先まで	76.7
			6.0～13.0
7 4 9 6	高茶屋里ノ上第 6 8 号線	津市高茶屋四丁目 1 2 7 1 番 3 地先内	14.6
			6.0～9.5
8 0 8 2	田尻 3 8 1 号線	津市一志町田尻字上ノ 3 3 8 番 4 地先から津市一志町田尻字上ノ 3 4 4 番 1 地先まで	123.6
			6.0～9.6

津市告示第 2 9 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 5 5 愛宕町川向線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町棕本字中野 8 8 0 番 2 3 番地先から津市芸濃町棕本字中野 8 8 0 番 2 4 地先まで	旧	4. 0～ 4. 5	37. 7
津市芸濃町棕本字中野 8 8 0 番 2 3 番地先から津市芸濃町棕本字中野 8 8 0 番 2 4 地先まで	新	4. 2～ 4. 6	37. 7

2 路線名 1 3 8 西豊久野一ツ谷線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町棕本字西豊久野 2 8 1 0 番地先から津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 1 2 地先まで	旧	2. 6	48. 9
津市芸濃町棕本字西豊久野 2 8 1 0 番地先から津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 1 2 地先まで	新	4. 0	48. 9

3 路線名 1 3 3 西豊久野東富家線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 5 地先内	旧	1.8～ 2.2	20.8
津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 8 地先から津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 1 6 地先まで	新	6.0～ 11.2	20.8

4 路線名 1 7 9 新町南山ノ花線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 1 1 番 2 地先から津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 3 1 番 1 地先まで	旧	3.7～ 4.3	108.5
津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 1 1 番 2 地先から津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 3 1 番 1 地先まで	新	6.2～ 6.8	108.5

5 路線名 1 7 1 南山ノ花西富家西線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町棕本字西富家 2 6 5 9 番 1 地先内	旧	2.6～ 4.5	46.1
津市芸濃町棕本字西富家 2 6 5 9 番 9 地先から津市芸濃町棕本字西富家 2 6 5 9 番 2 5 地先まで	新	6.0～ 10.2	46.1

6 路線名 6 4 2 追上西富家線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市芸濃町棕本字西富家 2 6 8 0 番 1 地先から津市芸濃町棕本字西富家 2 6 8 3 番 4 地先	旧	3.8～ 3.9	97.2

まで			
津市芸濃町棕本字西富家 2 6 8 0 番 1 地先から津市芸濃町棕本字西富家 2 6 8 3 番 4 地先まで	新	4.0～ 5.0	97.2

- 7 路線名 7 0 8 5 高茶屋小森町里ノ上第 1 号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市高茶屋四丁目 1 2 7 2 番 4 地先内	旧	3.9～ 6.4	71.4
津市高茶屋四丁目 1 2 7 2 番 6 地先から津市高茶屋四丁目 1 2 7 2 番 1 地先まで	新	6.1～ 7.6	71.4

- 8 路線名 7 1 0 2 高茶屋里ノ上南郊中学校線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市高茶屋四丁目 1 2 2 4 番 1 地先から津市高茶屋四丁目 1 2 2 7 番 3 地先まで	旧	5.3～ 5.4	73.5
津市高茶屋四丁目 1 2 2 4 番 1 地先から津市高茶屋四丁目 1 2 2 7 番 3 地先まで	新	6.2～ 13.0	73.5

- 9 路線名 2 6 4 9 一身田中野第 3 4 号線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市一身田中野字東野 1 0 8 番 8 地先から津市一身田中野字東野 1 0 8 番 1 地先まで	新	5.4～ 6.0	73.0

- 1 0 路線名 1 3 6 南山ノ花東豊久野線
道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)

津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 3 2 番 5 地先 から津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 4 9 番 2 地先まで	旧	2.8～ 3.1	128.3
津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 3 2 番 1 地先 から津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 4 9 番 1 地先まで	新	8.1～ 8.8	128.3

1 1 路線名 3 9 1 8 上浜町第 8 5 号線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市上浜町六丁目 3 番 6 地先から津市上浜町 六丁目 3 番 2 1 地先まで	新	6.0～ 6.5	82.2

1 2 路線名 4 2 0 3 川北線

道路の区域

区域	新旧 の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市白山町南出字川北 6 4 9 地先から津市白 山町南出字川北 6 5 4 番 1 地先まで	旧	1.5	62.8

津市告示第 2 9 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の供用を開始する。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始年月日
8 2 1	棕本第 5 号線	津市芸濃町棕本字大石 6 5 6 9 番 9 地先から津市芸濃町棕本字大石 6 5 6 9 番 7 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
8 2 2	棕本第 6 号線	津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 8 地先から津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 1 0 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
8 2 3	棕本第 7 号線	津市芸濃町棕本字西富家 2 6 5 9 番 2 9 地先から津市芸濃町棕本字西富家 2 6 5 9 番 2 5 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
7 4 9 5	高茶屋里ノ上第 6 7 号線	津市高茶屋四丁目 2 4 9 0 番 1 地先から津市高茶屋四丁目 1 2 7 2 番 1 2 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
7 4 9 6	高茶屋里ノ上第 6 8 号線	津市高茶屋四丁目 1 2 7 1 番 3 地先内	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
8 0 8 2	田尻 3 8 1 号線	津市一志町田尻字上ノ 3 3 8 番 4 地先から津市一志町田尻字上ノ 3 4 4 番 1 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
5 5	愛宕町川向線	津市芸濃町棕本字中野 8 8 0 番 2 3 番地先から津市芸濃町棕本字中野 8 8 0 番 2 4 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日

1 3 8	西豊久野一ツ谷線	津市芸濃町棕本字西豊久野 2 8 1 0 番地先から津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 1 2 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
1 3 3	西豊久野東富家線	津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 8 地先から津市芸濃町棕本字東豊久野 2 9 1 9 番 1 6 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
1 7 9	新町南山ノ花線	津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 1 1 番 2 地先から津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7 3 1 番 1 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
1 7 1	南山ノ花西富家西線	津市芸濃町棕本字西富家 2 6 5 9 番 9 地先から津市芸濃町棕本字西富家 2 6 5 9 番 2 5 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
6 4 2	追上西富家線	津市芸濃町棕本字西富家 2 6 8 0 番 1 地先から津市芸濃町棕本字西富家 2 6 8 3 番 4 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
7 0 8 5	高茶屋小森町里ノ上第 1 号線	津市高茶屋四丁目 1 2 7 2 番 6 地先から津市高茶屋四丁目 1 2 7 2 番 1 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
7 1 0 2	高茶屋里ノ上南郊中学校線	津市高茶屋四丁目 1 2 2 4 番 1 地先から津市高茶屋四丁目 1 2 2 7 番 3 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
2 6 4 9	一身田中野第 3 4 号線	津市一身田中野字東野 1 0 8 番 8 地先から津市一身田中野字東野 1 0 8 番 1 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
3 9 1 8	上浜町第 8 5 号線	津市上浜町六丁目 3 番 6 地先から津市上浜町六丁目 3 番 2 1 地先まで	令和 5 年 1 2 月 2 8 日
1 3 6	南山ノ花東豊	津市芸濃町棕本字南山ノ花 2 7	令和 5 年 1 2 月

	久野線	3 2 番 1 地先から津市芸濃町棕 本字南山ノ花 2 7 4 9 番 1 地先 まで	2 8 日
--	-----	---	-------

津市公告第 1 8 1 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 ポルタひさい北館 2 階テナントの貸付け

(2) 貸付けの概要

ポルタひさいに来訪する方の利便を広く向上させるため、同ビル 2 階フロアについて、久居駅メディカルフロアとして、多くの医療テナントが入居しています。診療所及び福祉分野の事業所の入居を条件に、ポルタひさいの床の一部について賃貸借を行います。

(3) 貸付物件

貸付物件は、次のとおりです。

ア	所在地	津市久居新町 3 0 0 6 番地 ポルタひさい北館 2 階
イ	貸付区画	2 0 7 D 1
ウ	貸付面積	6 5 . 3 5 m ² (1 9 . 8 0 坪)

(4) 貸付期間 契約締結日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

(5) その他貸付けに関する事項

ポルタひさいテナントの貸付けに係る実施要領（以下「実施要領」といいます。）で定めるとおりとします。

2 入札に必要な事項を示す場所及び日時

入札の心得、契約条項その他の入札に必要な事項については、令和 5 年 1 2 月 2 1 日（木）から令和 6 年 2 月 5 日（月）までの間（いずれの日も開庁日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分の間に限ります。）、津市条件付一般競争入札参加者心得及び実施要領並びに入札に係る所定の様式を津市ホームページで公開すること及び津市役所久居庁舎 3 階地域振興課財産管理担当窓口において配布することにより示すこととします。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 令和 6 年 2 月 5 日（月）午前 1 0 時

(2) 場所 津市役所久居庁舎 3 階 3 A 会議室

4 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除とします。

5 入札参加者に必要な要件

入札参加者に必要な要件は、次のとおりとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 各項の規定により入札に参加できない者でないこと。

- (2) 津市競争入札参加資格に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び市町村税を滞納していないこと。
- (4) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与したことがないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）第19条各項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）第475条の規定に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定に基づく整理開始の申立て若しくは同条第2項の規定に基づく整理開始の通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者のうち再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (6) 次に掲げるいずれの事項にも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - イ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
 - ウ 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
 - エ 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員でないこと。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (9) 診療所又は福祉分野の事務所であること。診療所の場合は、診療所の開業に必要な資格を有していること。法人にあたっては、医療法人であること。個人にあつては、医師免許を有すること。

6 入札に参加できる者

入札に参加できる者は、入札参加資格審査結果通知書により、入札参加者に必要な要件を満たすことについての通知を受けた者とします。

7 予定価格（最低入札価格）

81,803円（月額・税抜き）

8 入札の無効に関する事項

入札が次の各号のいずれかに該当する場合、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札
- (2) 入札書に記載した金額その他の記載内容が不明確な入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 入札書に記名押印しないで行った入札
- (5) 封筒に記載された件名と同封された入札書の件名が異なっている入札
- (6) 同一事項に対して2通以上行った入札
- (7) 入札者確認票を提出しない入札代理人が行った入札
- (8) 入札者又はその代理人が他の入札者の代理人として行った入札
- (9) 意思表示が民法上無効とされる入札
- (10) 予定価格に満たない入札価格で行った入札
- (11) 入札に際して連合等の不正行為があった入札
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札書の記載等、特に指定した事項に違反して行った入札

9 入札方法及び決定方法

(1) 当日持参するもの

ア 入札者確認票（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 入札書（本市が指定する様式のものに限ります。）

(2) 入札書の投函

入札参加者は、入札書に必要な事項を記入し、記名・押印の上、封入し、入札箱に投函することとします。なお、入札書の投函は1回とし、再度の投函はできません。

(3) 金額の表示

入札書のコレは、賃料の年額（税抜）を記入することとします。

(4) 賃借人の決定

落札者は、有効な入札による入札金額のうち最高の価格（以下「最高入札金額」といいます。）をもって入札を行った1者としてします。

(5) くじによる賃借人の決定

最高入札金額で入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより賃借人を決定します。

(6) 入札結果の公表

入札結果について、公表する場合があります。

(7) その他入札に係る事項

津市条件付一般競争入札参加者心得で定めるとおりとします。

10 入札参加に係る手続

入札に参加しようとする者は、参加申込期間内に津市条件付き一般競争入札参加申込書（本市が指定する様式のものに限ります。以下「入札参加申込書」といいます。）及び添付書類を提出することとします。

(1) 参加申込期間

令和6年1月12日（金）から1月31日（水）まで（いずれの日も開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に限ります。）

(2) 添付書類

入札参加申込書には、次に掲げる書類を添付して提出することとします。ただし、入札に参加しようとする者が津市指名競争入札参加資格者名簿に登録されている場合、イ、ウ、エ、オ及びカに掲げる書類を添付する必要はありません。

ア 誓約書（本市が指定する様式のものに限ります。）

イ 印鑑証明書（個人にあつては、印鑑登録証明書）

ウ 商業登記簿謄本（個人にあつては、住民票、営業届証明書）

エ 法人税、消費税及び地方消費税について未納税額のない証明書（個人にあつては、申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税につ

いて未納税額のない証明書)

オ 津市市税納税証明書(完納証明書)

カ 事業者の概要書(事業に関する事項(法人にあっては、事業概要、設立年月日、資本金、従業員数等、個人にあっては、事業概要、創業年月日、従業員数等とします。))を記載した事業者の概要が確認できる書類)

キ 診療所の場合は、個人にあっては、医師免許の写し(法人にあっては、不要とします。)

(3) 提出方法

久居庁舎 3 階地域振興課財産管理担当窓口に直接持参することとします。

11 実施要領に係る質問及び質問に対する回答

(1) 質問方法

質問書(本市が指定する様式のものに限ります。)を津市役所久居庁舎地域振興課 3 階財産管理担当窓口で提出する又はファクスにより提出することとします。

(2) 提出期限

令和 6 年 1 月 1 1 日(木) 正午

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 6 年 1 月 1 5 日(月)から 1 月 3 1 日(水)までの間、回答内容を津市ホームページで公開すること及び津市役所久居庁舎 3 階地域振興課財産管理担当窓口において回答書を配布することにより行います。

12 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、令和 6 年 2 月 2 9 日までに賃貸借契約を締結するものとします。

(2) 提出書類

次に掲げる書類等を令和 6 年 2 月 2 9 日(木) 午後 5 時 1 5 分までに本市に提出してください。

定期建物賃貸借契約書

本市から 3 部送付しますので、3 部ともに記名・押印を行い、提出してください。本市による記名・押印後、1 部を落札者へ、もう 1 部を連帯根保証人へ返送します。

【問い合わせ先】

久居総合支所地域振興課財産管理担当

電話番号 059-255-8814

津市公告第 1 8 2 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 令和5年度第6回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件 番号	概要					特記 事項
1	区分	所在	地番	公簿地目	地積	別紙① 物件調 書のと おり
	土地	津市桜田町	20 番 6	宅地	1,610.41 m ²	
2	区分	所在	地番	公簿地目	公簿地積	別紙② 物件調 書のと おり
	土地	津市津興字北阿漕田	276 番 2	雑種地	141 m ²	
		津市津興字南阿漕田	156 番 13	雑種地	41 m ²	

(3) 各物件に関する特記事項

ア 各物件は、現状有姿で引き渡します。

イ 本市は、別紙①及び②の「物件調書」に特別の記載がある場合を除いて、各物件における地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。物件の引渡し後に、地中埋設物、土壌汚染等が判明又は不具合等が発生した場合でも、本市は契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。

ウ 本物件の土地の地積は、不動産登記の表示によるものとし、本市は、各物件に係る境界の明示責任を負いません。また、各物件の土地の不動産登記の表示による面積と実測による面積に相違がある場合であっても、本市及び落札者は、売買代金の増減請求その他の請求を行わないこととします。

エ 物件毎の特記事項

(ア) 物件番号1の物件

本物件は、旧新町保育園敷地として平成30年3月まで使用されていましたが、現在は解体撤去され更地となっているものの、一部に基礎杭及び土留め壁が存置（詳細は別紙①「物件調書」に記載のとおり）しているほか、別紙①「物件調書」記載の特記事項があり、本市は、

これらの契約不適合責任を負いません。

(イ) 物件番号 2 の物件

本物件は、令和 6 年 3 月 31 日（日）までを終期とする使用貸借契約に基づき使用借人に貸し付けており、使用借人により花壇などに供されていることのほか、別紙②「物件調書」に記載の特記事項があり、本市は、これらの契約不適合責任を負いません。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者としします。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (4) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (5) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第 3 号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 120 条第 1 項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）
- (10) 日本語が理解できない者

- (11) 日本国内に住所及び連絡先がない者
- (12) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込手続

ア 申込方法 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 申込期間 令和6年1月17日（水）午後1時から同年2月5日（月）午後2時まで

(2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 申込方法 仮申込みを行った後、下記(3)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出するほか(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和6年2月14日（水）午後2時まで

(3) 必要書類

ア 津市公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金の取り扱いに係る意思表示及び返還請求書（以下「入札参加申込書」といいます。）

イ 履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し）

ウ 印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書で該当するすべてのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

（ア）市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

（イ）固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

（ウ）軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 誓約書

※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

※ ア、オの書類は、津市ホームページからダウンロードし、若しくは入

札参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。

※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政策財務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。

※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後3月以内の原本に限ります。

※ 一つの物件を複数の者で共有する目的で入札に参加を希望する場合や、行為能力制限者の入札参加を希望する場合は別途必要書類について協議してください。

(4) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札しようとする物件ごとに、下記4において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和6年2月14日（水）午後2時までに納付してください。

※ 口座番号については、入札参加仮申込手続の後、登録アドレス宛てに電子メールでお知らせします。

※ 入札参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開庁日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。なお、入札保証金を銀行振り込み等により納付したことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はファクス等で本市に送付し確認を受けた時は、この限りではありません。

※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、入札参加申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。

※ 入札保証金には、利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号	所 在	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市桜田町20番6	69,028,300 円	7,593,200 円
2	津市津興字北阿漕田276番2、同字南阿漕田156番13	3,597,100 円	395,700 円

5 入札について

(1) 入札期間

令和 6 年 2 月 1 9 日（月）午後 1 時から同月 2 6 日（月）午後 1 時まで

(2) 開札

令和 6 年 2 月 2 6 日（月）午後 1 時以降に行います

(3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱

2 の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

7 契約について

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、契約を締結することになります。契約は、本市が落札者から提出された契約書に記名・押印したときに成立します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類等を令和6年3月15日（金）午後5時15分までに本市に提出してください。

(ア) 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼付した上で、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。

(イ) 所有権移転登記嘱託請求書

(ウ) 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書。なお、登録免許税額は下記のとおり

物件番号1 782, 200円

物件番号2 39, 800円※

※ 物件番号2については、所有権移転登記が令和6年4月1日以降となることから、変更となる可能性があり、別途本市において算定し、過不足があれば通知しますので対応ください。

※ 提出書類のうち（イ）については、津市ホームページから印刷できます。

8 契約保証金

- (1) 落札者から提出された入札参加申込書に基づき、入札保証金の全額を本市が算定した契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）に充当するものとし、充当後なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途指定する方法により令和6年3月15日（金）午後5時15分までに当該不足分の契約保証金を納付してください。
- (2) 納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。
- (3) 落札者が、正当な理由なく契約書提出期日（令和6年3月15日（金））までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰属します。

9 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。詳細は、物件ごとの契約書案（別紙③及び④）で確認してください。

- (1) 本市は、各物件の引渡しまでの危険負担を負いません。
- (2) 本市は、契約不適合責任（知れていない事項を含みます。）を負いませ

ん。

- (3) 各物件において、工作物、構築物、残置物、立木その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに造成及び整地を必要とする場合であっても、本市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。
- (4) 各物件の所有権移転後、本物件において、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等が可能か否か、本市は承知しておらず、これらの行為の可否に関し、本市はその一切の責任を負いません。
- (5) 各物件は、「11 所有権の移転及び引渡し」に特段の定めがある場合を除き、売買代金の全額納付をもって所有権を移転するものとし、当該所有権移転登記の費用は、落札者の負担とします。

10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和6年3月27日（水）午後5時15分までに、本市の発行する納付書により納付しなければなりません。

11 所有権の移転及び引渡し

物件の所有権の移転及び引渡しは、次の各号のとおりであり、所有権移転登記は本市が行います。なお、所有権の移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

(1) 物件番号1

売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、同時に引き渡すものとしします。

(2) 物件番号2

本物件は令和6年3月31日（日）までの間、使用貸借契約に基づき貸借しているため、令和6年3月27日（水）を支払期日とする売買代金の全額納付を条件として、所有権の移転は、当該使用貸借契約に基づく貸借期間満了後の令和6年4月1日となります。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、すべて落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、入札しようとする物件について、本入札公告及び物件調書並びに契約書案、売却システム、津市ホームページ記載のすべての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札に参加することができません。このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

- (1) 物件に係る現地説明会等は開催しません。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認をしていただくこと。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

また、入札公告及び物件調書等の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

- (2) 物件の所有権移転後、物件敷地内への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、落札者が関係機関と協議の上、関係法令に従い、落札者の負担により行うこと。
- (3) 落札後の契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うこと。
- (4) 入札参加申込みに係る物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができること。
- (5) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はファクス等による申込みはできないこと。
- (6) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、入札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

財産活用担当・建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

F A X 059-229-3444

津市公告第 183 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を指定しましたので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により次のとおり公告します。

令和 5 年 12 月 22 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 指定に係る道路の種類
建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号
- 2 指定の年月日
令和 5 年 12 月 19 日
- 3 指定道路の位置
津市久居野村町字八丁 782 番 3
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長
 - A 42.34 メートル
 - B 6.34 メートル
 - (2) 幅員
 - A 4.00 メートル
 - B 4.00 メートル

津市公告第 1 8 4 号

次のとおり津市応急診療所医事会計システム等構築及び保守業務等公募型プロポーザルを実施しますので、公告します。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

津市応急診療所医事会計システム等構築及び保守業務等プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、津市こども応急クリニック・休日デンタルクリニック、津市久居休日応急診療所及び津市応急クリニック（以下「応急診療所」という。）における受診受付処理、窓口会計業務、診療報酬請求事務、オンライン資格確認等を効率的に行うことにより、応急診療所業務の質の向上及び職員の負担の軽減を図るため、医事会計システム、オンライン請求システム及びオンライン資格確認システム（以下「医事会計システム等」という。）を提供することが可能な民間事業者の中から、当該システムの内容や価格等がより優れた民間事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、津市応急診療所医事会計システム等構築及び保守業務等プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務内容

詳細は別紙仕様書のとおり。

なお、イ及びウの仕様書は、事業者からの提案や審査後の協議内容によって一部変更となる場合があります。

ア 医事会計システム等構築業務

システム及びネットワークの設計及び構築、既存システムのデータ移行、システムテスト等

※ 現行の医事会計システム等に係る機器及びネットワーク構成の概要は別紙のとおりである。

イ 医事会計システム等保守業務

システム、機器等の保守業務、システム運用サポート業務等

ウ 医事会計システム等関連機器賃貸借

ハードウェアの調達・設置等

(2) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(3) 履行期間

ア 医事会計システム等構築業務

契約締結の日から令和6年6月30日まで

イ 医事会計システム等保守業務

令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで（長期継続契約）

ウ 医事会計システム等関連機器賃貸借

令和 6 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで（長期継続契約）

(4) 履行要件

医事会計システム等構築業務、医事会計システム等保守業務、医事会計システム等関連機器賃貸借の各業務を、選定した事業者に一括して発注する。各業務の契約については、発注者及び受注者が契約可能となる時期に個別に契約する。

3 提案見積限度額

契約締結日から令和 11 年 6 月 30 日までの期間の委託業務に係る提案見積限度額の総額は、21,588,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）とし、年度別及び業務別の提案見積限度額については、次表のとおりとする。ただし、この金額は、予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、提案見積書（第 1 号様式）を提出する際は、この提案見積限度額を超えてはならない。提案見積限度額を超えた提案については失格とする。

年度	業務名	金額
令和 6 年度	医事会計システム等構築業務委託料	6,240,000 円
	医事会計システム等保守業務委託料	1,080,000 円
	医事会計システム等関連機器賃貸借料	1,222,200 円
	合計	8,542,200 円
令和 7 年度	医事会計システム等保守業務委託料	1,440,000 円
	医事会計システム等関連機器賃貸借料	1,629,600 円
	合計	3,069,600 円
令和 8 年度	医事会計システム等保守業務委託料	1,440,000 円
	医事会計システム等関連機器賃貸借料	1,629,600 円
	合計	3,069,600 円
令和 9 年度	医事会計システム等保守業務委託料	1,440,000 円
	医事会計システム等関連機器賃貸借料	1,629,600 円
	合計	3,069,600 円
令和 10 年度	医事会計システム等保守業務委託料	1,440,000 円
	医事会計システム等関連機器賃貸借料	1,629,600 円
	合計	3,069,600 円

令和11年度	医事会計システム等保守業務委託料	360,000円
	医事会計システム等関連機器賃貸借料	407,400円
	合計	767,400円
提案見積限度額総額		21,588,000円

4 本プロポーザルの実施スケジュール

公告	令和5年12月25日（月）
実施要領等の配布	令和5年12月25日（月）から 令和6年1月19日（金）午後5時まで
質問書の受付	令和5年12月25日（月）から 令和6年1月10日（水）午後3時まで
質問の回答期限	令和6年1月15日（月）
参加申込書提出期限	令和6年1月19日（金）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和6年1月31日（水）午後5時まで
審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和6年2月8日（木）
審査結果通知	令和6年2月8日（木）以降速やかに

※ 質問書の回答については、期限までに提出された質問書に記載された内容を取りまとめ、上記日時に回答するものとする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす事業者であること。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていること。
登載されていない場合にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

なお、名簿に登載されている場合であっても、以下の書類のうち法人にあつてはオ及びキ、個人にあつてはカ及びクを提出し確認を受けること。

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書

オ 法人にあつては、本社又は委任先となる営業所等の所在地における市

区町村税について、未納の徴収金がないことを証明する書類

カ 個人にあつては、事業所等の所在地における市区町村税について、未納の徴収金がないことを証明する書類

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。

(3) 本公告の日から契約締結までの間において、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止措置を受けていないこと。

(4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(5) 手形交換所から取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開

始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (7) 津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成２７年訓７６号）別表に該当しないこと。
- (8) 公告日から過去５年の間に医療機関における医事会計システム等の導入及び保守運用の実績を有すること。

6 質問の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合は、次のとおり質問書（第２号様式）を提出すること。

(1) 提出方法

電子メールのみとする。メールの件名は、「津市応急診療所医事会計システム等構築及び保守業務等プロポーザル質問」とし、所定の様式を使用しメールに添付すること。

メール送信後、電話により津市健康福祉部地域医療推進室（電話０５９－２２９－３３７２）まで受信確認を行うこと。

※ 電話・口頭等によるものや提出期限を過ぎたものは受け付けない。

また、回答に対する再質問については原則、受け付けない。

※ 参加申込後、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 提出期限

令和６年１月１０日（水）午後３時まで

(3) 提出先メールアドレス

229-3372@city.tsu.lg.jp（津市健康福祉部地域医療推進室）

(4) 回答方法

質問者名は非公表としたうえで、津市ホームページへ登載する。

本プロポーザルへの参加申込を希望する事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、必ず回答を確認すること。

なお、当該質問への回答は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

※ 仕様に関する質問ではなく、意見の表明と解されるものについては回

答しない。

7 参加申込

- (1) 参加申込事業者は、別に定める参加申込書（第3号様式）、宣誓書（第4号様式）及び事業者概要等整理表（第5号様式）に、公告日を基準とする次に掲げる書類を添付し、提出しなければならない。ただし、津市競争入札参加資格者名簿に登載されている事業者については、アからエまでに定める書類の提出は不要とする。

ア 定款、規約その他これらに類する書類

イ 登記事項証明書（登記簿謄本）又は身分証明書等（下記(ア)～(ウ)のいずれか）

(ア) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

(イ) 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

(ウ) 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

ウ 財務諸表（直近2か年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書））

エ 印鑑（登録）証明書

オ 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

カ 都道府県税及び市町村税の完納証明書等

本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が本プロポーザルへの参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の完納を証明する書類（新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届（写し））

(2) 参加申込書類の提出

ア 提出期限 令和6年1月19日（金） 午後5時

イ 提出部数 各1部

ウ 提出先 津市健康福祉部地域医療推進室

（〒514-0035 三重県津市西丸之内37番8号）

エ 提出方法 上記提出先に郵送又は持参すること。なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限必着とし、電話等により到着確認を行うこと。

8 参加資格要件の確認及び結果通知

- (1) 参加申込事業者から提出された参加申込に係る書類に基づき、参加申込事業者の本プロポーザルへの参加資格要件について確認する。
- (2) 確認の結果、本プロポーザルへの参加資格を有すると認められた参加申込事業者に対し、参加資格審査結果通知書（第6号様式）により、本プロポーザルへの参加を認めるものとする。
- (3) 確認の結果、本プロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合は、参加資格審査結果通知書（第7号様式）の送付をもって、本プロポーザルへの参加を認めない旨の通知をするものとする。
- (4) 参加資格審査結果は郵送により通知するものとする。

9 審査方法

- (1) 本プロポーザルの審査は、参加資格を有すると認められた参加申込事業者（以下「参加事業者」という。）から提出された企画提案書等により別に定める基準に基づいた審査方式で実施する。
- (2) 審査については、津市応急診療所医事会計システム等構築及び保守業務等プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

また、審査委員会は、識見を有する者及び本市の職員のうちから5名以内で構成する。

なお、参加事業者が1事業者のみの場合であっても、審査を実施する。

- (3) 評価項目ごとに委員の評価点を平均（小数点以下の端数がある場合は、小数点第2位を四捨五入する。）した合計点（以下「評価基準総合点」という。）により審査する。
- (4) 審査は、プレゼンテーション及び質疑応答により評価基準総合点の最も高い者を選定し、最優先候補者とする。ただし、評価基準総合点（配点270点）が配点の50%（135点）に達しない場合は、最上位者であっても最優先候補者として選定しない。

10 企画提案書等の提出

- (1) 参加事業者は、本実施要領及び仕様書に従い、企画提案書を作成し、所定の方法により期日までに提出しなければならない。
 - (2) 企画提案書は、日本工業規格 A 4 判横書き、両面印刷、左綴じ又は上綴じで作成し、目次及び項番号を付し、企画提案書正本 1 部、企画提案書副本を 7 部作成の上、提出することとする。
なお、企画提案書のページ数は、表紙及び目次を除き 50 ページ以内とする。
 - (3) 正本にあたる提案書の表紙には、あて先「津市長」、タイトル「津市応急診療所医事会計システム等構築及び保守業務等に係る企画提案書」、提出年月日、会社名を記載することとする。
 - (4) 正本にあたる提案書の表紙にのみ実印（代表者の印）を押印することとする。
 - (5) 副本にあたる提案書には、あて先「津市長」、タイトル「津市応急診療所医事会計システム等構築及び保守業務等に係る企画提案書」、提出年月日を記載することとする（正本は事務局で預かり、副本により審査を実施する。）。
- なお、企画提案書副本については、業者が特定できる社名、社名を類推できるようなロゴ等を記載した場合は失格とする。
- (6) 企画提案書のほか、提案見積書（第 1 号様式）を添付するものとする。
なお、提案見積書は、企画提案書とは別の封筒に入れ、封かんのうえ 1 部提出することとする。
 - (7) 企画提案書等提出された書類は、選定作業において複製を行うことがあり、参加申込事業者は複製について同意したものとみなす。
 - (8) 企画提案書等の受付後の書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。
 - (9) 企画提案書等提出された書類は、返却しないものとする。
 - (10) 企画提案書等提出された書類は、津市情報公開条例（平成 18 年条例第 22 号）等の法令に基づき公表する場合がある。
 - (11) 企画提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。
 - (12) 企画提案書の提出は 1 事業者につき 1 案とする。
 - (13) 企画提案書等の提出期限等は次のとおりとする。

ア 提出期限 令和 6 年 1 月 31 日（水） 午後 5 時

イ 提出先 津市健康福祉部地域医療推進室

(〒514-0035 三重県津市西丸之内 3 7 番 8 号)

ウ 提出方法 上記提出先に郵送又は持参すること。なお、郵送により提出する場合は、上記提出期限必着とし、電話等により到着確認を行うこと。

11 企画提案書の内容

企画提案書には、別紙仕様書の内容を踏まえ、以下の項目について記載する。各項目における評価基準は、審査評価表（第 8 号様式）のとおりとする。

(1) 本業務の運営方針・実施体制等

- ア 事業者の運営方針や本業務に対する考え方
- イ 各業務実施体制及び役割分担等
- ウ ランニングコストの低減に関する考え方

(2) 構築・移行体制とスケジュール

- ア システム及びネットワークの構築方針
- イ 既存データの移行
- ウ 作業スケジュール
- エ 導入時研修（操作説明会）

(3) ソフトウェアの機能等

- ア ソフトウェア（パッケージシステム）の概要と特徴
- イ 基本機能（操作性、インターフェース等を含む）
- ウ 受診受付、会計処理機能
- エ 診療報酬、保険請求機能
- オ その他

(4) システム性能・各種対策

- ア 機器の構成・性能、障害対策等
- イ セキュリティ対策等

(5) 保守及び運用サポート

- ア システム及び機器の保守及び運用サポート業務

12 審査の実施

参加事業者に対しては、提出された企画提案書等に基づき、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を実施する。

(1) 実施日時

令和6年2月8日（木）実施予定とする。実施方法及び時間等については、追って通知する。

(2) 審査の時間

30分以内のプレゼンテーションの後、必要に応じて委員による15～20分程度の質疑応答を行う。準備及び撤収時間は、概ね10分程度とする。

(3) 使用できる機器等

実施方法及び使用できる機器については、追って通知する。

(4) 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

(5) プレゼンテーションを行う人数は、参加事業者に直接雇用され、企画提案書等の内容を熟知している3名までとし、このうち1名は業務責任者とすること。また、出席者確認票（第9号様式）を提出すること。なお、提出期限、提出方法については追って通知する。

(6) 企画提案書副本、プレゼンテーション及び質疑応答の際に、事業者が特定できる社名、社名を類推できるようなロゴ等の記載・発言をした場合は失格とする。

13 本プロポーザルの評価基準及び審査

(1) 審査は、提案見積額が提案見積限度額を超えていない参加事業者に対し、別に定める基準に基づき、審査委員会が行うものとする。

(2) 審査は、各参加事業者の企画提案書等の各評価項目について評価及び採点を行い、評価基準総合点が最も高い者を最優先候補者として選定する。

14 最優先候補者の決定及び通知

(1) 最優先候補者に決定した参加事業者に対し、企画提案書採用通知書（第10号様式）により最優先候補者に決定した旨を通知するものとする。

(2) 最優先候補者に選定されなかった参加事業者（以下「非選定事業者」という。）に対し、企画提案書不採用通知書（第11号様式）により選定しない旨を通知するものとする。

(3) 非選定事業者は、非選定となった理由の回答を求めることができる。

なお、当該要求は、通知書到着の日から10日以内に限りできるものとし、書面により提出しなければならない。

(4) 前項に規定する説明要求があった場合には、「19 情報公開基準」に定

める基準等に基づき理由を開示する。

- (5) 企画提案書採用通知書及び企画提案書不採用通知書は令和6年2月13日（火）までに発送するものとする。

15 契約の締結

- (1) 最優先候補者に決定した者と契約金額等契約条件について協議のうえ、見積書を徴取し、業務委託契約を締結する。
- (2) 業務委託契約の条件等については、企画提案書等の内容を基本として、最優先候補者との協議により定めるものとする。
- (3) 最優先候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

16 企画提案書等の瑕疵

- (1) 本プロポーザルに関する全ての提出書類及び申告内容に瑕疵があることが判明したときは、その瑕疵について審査委員会で協議のうえ、参加事業者の取扱いについて決定するものとする。
- (2) 審査委員会は、必要に応じて参加申込事業者に対し、(1)に規定する瑕疵についてヒアリングを行うことができる。
- (3) (1)に規定する瑕疵が重大又は悪質であり、本プロポーザルの公正性、公平性を著しく損なう恐れがあると認められる場合は、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

17 失格要件

参加事業者が次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- (1) 参加事業者が備えるべき参加資格要件を満たさない場合
- (2) 本業務委託契約締結日までに「5 参加資格」に規定する本プロポーザルへの参加資格を欠く者となった場合
- (3) 本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合
- (4) 本実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員会の委員等関係者に対して直接又は間接的に働きかけをした場合
- (5) 企画提案書副本、プレゼンテーション及び質疑応答の際に、業者が特定できる社名、社名を類推できるようなロゴ等の記載・発言をした場合

18 次順位の繰上げ

契約締結日までに最優先候補者に本業務委託契約を履行できない事由が生じた場合は、本プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち、審査委員会の評価基準総合点が上位であったものから順に当該業務委託の交渉を行うことができる。

19 情報公開基準

本プロポーザルの実施に当たり、下記のとおり情報公開基準を設けることとする。

当該請求に係る事務手続等は、津市情報公開条例（平成18年条例第22号）に基づき行うこととする。

なお、下記の項目以外の事例については、別途判断する。

対 象		契約締結前	契約締結後
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注1）
	提案見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
採点表（合計点）		○（注3）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注4）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注1）企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注2）「一部開示」とは、提案見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

（注3）契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

(注４) 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報
は不開示とする。

(留意事項)

採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定
後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することが
できる。

20 本プロポーザルの手続等に係る事務局及び各書類の提出先

(1) 本プロポーザルに係る事務局は、津市健康福祉部地域医療推進室に設置
する。

(2) 各書類の提出先

三重県津市西丸之内３７番８号

津市健康福祉部地域医療推進室

電話 ０５９－２２９－３３７２

E-Mail 229-3372@city.tsu.lg.jp

津市公告第 1 8 5 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 9 条第 1 項に規定する地域計画を定めますので、同条第 7 項の規定により公告し、当該地域計画の案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該地域計画の案の記載事項について利害関係を有する者は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、意見書を提出することができます。

令和 5 年 1 2 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 地域計画の案の縦覧期間及び時間

期間 令和 5 年 1 2 月 2 6 日から令和 6 年 1 月 9 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除きます。）

時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

2 地域計画の案の縦覧場所及び意見書の提出先

津市農林水産部農林水産政策課（津市本庁舎 6 階）

〒 5 1 4 - 8 6 1 1

津市西丸之内 2 3 番 1 号

F A X 番号 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 6 8

E - m a i l 229-3171@city.tsu.lg.jp

3 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見は、書面（津市の定める様式）によるものとし、直接持参又は郵送するか、ファクシミリ又は電子メールにより送付してください。

当該書面に住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を記載してください。

津市公告第 1 8 6 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 2 1 5 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

令和5年度第4回市営住宅補充入居者募集

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者
 - ア A区分住宅 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）
 - イ B区分住宅 114,000円以下（裁量階層世帯158,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

- (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
 - c 知的障害 bに規定する精神障害に相当する程度
- (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
- (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯
- (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者があ

る世帯

(オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

ウ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

(イ) 給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者1人につき10万円（合計額が10万円未満である場合には、当該合計額）

(ウ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円

(エ) 特定扶養親族1人につき25万円

(オ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）

(カ) 申込者又は同居親族に寡婦がある場合には、寡婦1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

(キ) 申込者又は同居親族にひとり親がある場合には、ひとり親1人につき35万円（所得金額が35万円未満である場合には、当該所得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居予定者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和6年1月11日（木）から1月19日（金）までの午前8時30分

から午後５時１５分までとします。ただし、土曜日、日曜日を除きます。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎６階）又は市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館１階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年津市条例第４０号）第４条第２項又は第３項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第８項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができる場合は、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、ひとり親世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

3 優先入居住宅への申込み

次の各号に掲げる者は、条例第１０条第３項に定める優先入居住宅の募集がある場合、申込みを行うことができます。

(1) 条例第５条各号に該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子又は同条第２項に規定する配偶者のない男子で２０歳に満たない児童と同居し、扶養している者

(3) 申込者又は同居予定者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して５年を経過していない者

(4) 永住帰国を希望する中国残留邦人等

(5) 申込者が６０歳以上の者であり、同居予定者のいずれもが６０歳以上又は１８歳未満の者

- (6) 18歳未満の子が3人以上いる者
- (7) 申込者又は同居予定者が心身障害者（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1（最重度）～B1（中度）の交付を受けた者）
- (8) 申込者又は同居予定者が戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者
- (9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等

4 住宅入居申込書の配布

住宅入居申込書は、令和6年1月4日（木）から1月19日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配布します。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

5 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱（平成18年訓第182号）に基づき、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。

公開抽選会は、令和6年2月16日（金）の予定です。

(1) A区分住宅

ア	白塚団地	1戸	
	津市白塚町58番地3	鉄筋コンクリート5階建	3DK
	家賃 17,700円 ～ 39,700円		
イ	高洲町アパート	2戸（1戸）	単身世帯可
	津市高洲町20番4号他	鉄筋コンクリート4階建	3DK
	家賃 9,200円 ～ 17,800円		
ウ	大井アパート	1戸	単身世帯可
	津市中河原134番地	鉄筋コンクリート4階建	3DK
	家賃 11,700円 ～ 25,300円		
エ	阿漕アパート	1戸	単身世帯可
	津市柳山津興318番地	鉄筋コンクリート4階建	2DK

	家賃	8,700円	～	14,400円	
オ	藤方団地	2戸(1戸)			
	津市藤方297番地			鉄筋コンクリート5階建	3DK
	家賃	13,100円	～	30,500円	
カ	一身田アパート	1戸			
	津市一身田町213番地1			鉄筋コンクリート3階建	3DK
	家賃	18,900円	～	39,500円	
キ	雲出(世帯)	1戸			
	津市雲出長常町1026番地1			鉄筋コンクリート3階建	3DK
	家賃	23,600円	～	54,200円	
ク	相川団地	1戸	単身世帯可		
	津市久居相川町1957番地1			簡易耐火平屋建	2K
	家賃	3,600円	～	8,300円	
ケ	相川西団地	1戸			
	津市久居野村町2004番地1			鉄筋コンクリート3階建	3K
	家賃	10,700円	～	24,600円	
コ	北口団地	1戸			
	津市久居北口町1065番地9			鉄筋コンクリート3階建	3DK
	家賃	13,700円	～	31,500円	
サ	桃里団地A棟	1戸	車椅子使用世帯用		
	津市戸木町2191番地			鉄筋コンクリート4階建	3DK
	家賃	18,600円	～	42,800円	
シ	桃里団地D棟	1戸			
	津市戸木町2191番地			鉄筋コンクリート6階建	
				2LDK	
	家賃	20,200円	～	46,500円	
ス	新沢田団地	1戸			
	津市一志町新沢田154番地			準耐火平屋建	3DK
	家賃	9,900円	～	22,700円	

(2) B区分住宅

ア	南阿漕1号館	1戸			
	津市阿漕町津興222番地9			鉄筋コンクリート5階建	3DK
	家賃	13,100円	～	19,500円	

- イ 朝夕アパート 1戸 単身世帯可
津市下弁財町津興802番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 7,500円 ～ 11,200円
- ウ 西城山アパート 1戸 単身世帯可
津市城山3丁目10番2-311号 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 8,600円 ～ 12,800円

家賃は、令和5年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に
に応じた家賃となります。

また、令和6年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた
家賃となります。

6 入居の時期

令和6年4月上旬の予定です。

津市上下水道事業公告第 3 0 号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 2 号）第 3 条第 2 項の規定により、下記のとおり負担区の名称、区域及び地積を公告します。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

記

負担区の名称	区 域	地 積
津北部第 3 － 2 処理分区第 2 負担区	白塚町の一部	2 , 5 0 0 平方メートル
津北部第 7 処理分区第 2 負担区	一身田豊野の一部	2 5 , 0 0 0 平方メートル

津市上下水道事業公告第 3 1 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

公 告 日	令和5年12月25日		工 事 担 当 課	下水道工務課	
工 事 名	令和5年度下工維第6号 片田井戸町地内下水道管移設工事（その2）				
工事場所	津市 片田井戸町		地内		
工事概要	管布設工(管径600mm) 91m 組立マンホール工 2箇所				
工 期	契約締結の日から 令和6年3月31日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｯｸ】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(津市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和6年1月15日 まで			
	閲覧場所	上下水道管理課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和6年1月15日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和5年12月28日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	令和6年1月10日 ホームページにて回答			
	提 出 先	上下水道管理課契約財産担当（津市上下水道庁舎2階）FAX059-237-5819			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	令和6年1月15日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便欄津中央郵便局 留 津市上下水道管理局 上下水道管理課 宛			
開札日時及び場所	令和6年1月18日 午前9時00分 津市上下水道庁舎2階 入札室				
予定価格	11,213,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※津市発注工事とは調達契約課又は上下水道管理課発注工事で、担当課執行分を除く。 ・当工事の発注者（契約相手方）は「津市長」です。 ・工期については、当該事業に係る繰越手続きが完了後、変更契約を締結する予定です。 （※設計図書特記仕様書参照のこと）				